

12月29日(第4日目)

1. 開議並びに散会時刻(午前10時55分～  
～午後4時27分)

2. 応招議員は次の通りである。

2番	比嘉	定亮	9番	天久	盛雄	
4番	安次	富盛	信	5番	石川	真大
6番	仲村	春果	7番	稻嶺	正康	
8番	石田	英正	9番	安里	案明	
10番	又吉	正弘	弘	12番	大川	昇
13番	伊佐	真得	14番	仲村	喜永	行
15番	宮城	盛昌	16番	宮里	敏行	
17番	伊佐	貞寿	18番	中里	幸助	
19番	武島	行男	21番	古波	藏清	次郎

3. 不応招議員は次の通りである。

1番	天久	豪太郎	11番	石川	繁
20番	仲村	盛光			

4. 出席議員は応招議員と同である。

5. 欠席議員は不応招議員と同である。

6. 市町村自治法第61条の規定により議事説明のため出席した者は、次の通りである。

市長 市 ~~長~~ 武島 袋 全 一 助役 松川 正義

総務課長	奥里	将俊	財政課長	呉屋	好永
経済課長	伊佐	友誠	民生課長	当山	全喜
住民課長	仲村	春信	水道課長	国吉	真義
建設課長	島袋	昌兼			

12月29日(第4日目)

1. 開議並びに散会時刻(午前10時55分～  
～午後4時27分)

2. 応招議員は次の通りである。

2番	比嘉定亮	3番	天久盛雄
4番	安次富盛信	5番	石川真六
6番	仲村春果	7番	裕嶺正康
8番	石田英正	9番	安里案明
10番	又吉正弘	12番	大川昇
13番	伊佐真得	14番	仲村喜永
15番	宮城盛昌	16番	宮里敏行
17番	伊佐貞寿	18番	中里幸助
19番	武島行男	21番	古波藏清次郎

3. 不応招議員は次の通りである。

1番	天久豪太郎	11番	石川繁
20番	仲村盛光		

4. 出席議員は応招議員と同である。

5. 欠席議員は不応招議員と同である。

6. 市町村自治法第61条の規定により議事説明のため出席した者は、次の通りである。

市長 武島袋全一 助役 松川正義

総務課長	奥里将俊	財政課長	呉屋好永
経済課長	伊佐友誠	民生課長	当山全喜
住民課長	仲村春信	水道課長	国吉真義
建設課長	武島袋昌兼		

7. 議会事務局職員の出席者は次の通りである。

議会事務局長 宮 城 光 雄

8. 議事日程は次の通りである。

日程第1. 議案第44号 宜野湾市土地区画整理事業第2地区特別会計の設置について。

日程第2. 議案第45号 区画整理事業費を継続費とすることについて。

日程第3. 議案第46号 市債（区画整理事業債）を起すことについて。

日程第4. 議案第48号 一時借入れをすることについて。

日程第5. 議案第47号 1966年度宜野湾市土地区画整理事業第2地区特別会計歳入歳出予算について。

日程第6. 議案第43号 1966年度宜野湾市歳入歳出追加更正予算について。

永

7. 議会事務局職員の出席者は次の通りである。

議会事務局長 宮 城 光 雄

8. 議事日程は次の通りである。

日程第1. 議案第44号 宜野湾市土地区画整理事業第2地区  
特別会計の設置について。

日程第2. 議案第45号 区画整理事業費を継続費とすること  
について。

日程第3. 議案第46号 市債（区画整理事業債）を起すこ  
とについて。

日程第4. 議案第48号 一時借入れをすることについて。

日程第5. 議案第47号 1966年度宜野湾市土地区画整  
理事業第2地区特別会計歳入歳出予算について。

日程第6. 議案第43号 1966年度宜野湾市歳入歳出追  
加更正予算について。

議 長～出席13名、欠席8名であります、市町村自治法第53条によりまして、議会は成立いたしました、よつて只今より本日の会議を開きます(午前10時56分)

議 長～休憩します(午前10時56分)

議 長～再開致します(午前10時57分)

議 長～14番、仲村議員の出席を報告します。

議 長～本日の議事日程はプリントでお配りしてある通りの順序で進めて行きたいと思ひます、なお日程1から日程6までは、既に継続審議となつていましたので本日ここに一括して議題といたします、日程第1議案46号宜野湾市土地区画整理事業第2地区特別会計の設置について、日程第2、議案45号区画整理事業費を継続費とすることについて、日程第3議案46号、市債を起すことについて、日程第4、議案48号、一時借入れをすることについて、日程第5、議案47号、1966年度宜野湾市土地区画整理事業第2地区特別会計歳入歳出予算について、日程第6、議案第43号1966年度宜野湾市歳入歳出追加更正予算については継続審議中ではありますが、ここに一括議題とし、それにたいする質疑を許します。

議 長～暫く休憩致します。(午前10時58分)

議 長～再開します。(午前11時3分)

10番～議案47号の政府支出金について質問いたします、34,000ドルの歳入減になつていますが66年度予算で確約なされているかどうか、その辺についてお伺いします。

市 長～確約なされております。

10番～この分も一般会計に計上されておりますか。

市 長～これは今度一般会計から特別会計に移そうと今審議をお願いしております。

議 長～暫く休憩致します。(午前11時5分)

8番石田議員 16番 宮里議員  
12番大川議員の出席を報告致します。

議 長～出席13名、欠席8名であります、市町村自治法第53条によりまして、議会は成立いたしました、よつて只今より本日の会議を開きます(午前10時56分)

議 長～休憩します(午前10時56分)

議 長～再開致します(午前10時57分)

議 長～14番、仲村議員の出席を報告します。

議 長～本日の議事日程はプリントでお配りしてある通りの順序で進めて行きたいと思ひます、なお日程1から日程6までは、既に継続審議となつていましたので本日ここに一括して議題といたします、日程第1議案46号宜野湾市土地区画整理事業第2地区特別会計の設置について、日程第2、議案45号区画整理事業費を継続費とすることについて、日程第3議案46号、市債を起すことについて、日程第4、議案48号、一時借入れをすることについて、日程第5、議案47号、1966年度宜野湾市土地区画整理事業第2地区特別会計歳入歳出予算について、日程第6、議案第43号1966年度宜野湾市歳入歳出追加更正予算については継続審議中ではありますが、ここに一括議題とし、それにたいする質疑を許します。

議 長～暫く休憩致します。(午前10時58分)

議 長～再開します。(午前11時3分)

10番～議案47号の政府支出金について質問いたします、34,000ドルの歳入減になつていますが66年度予算で確約なされているかどうか、その辺についてお伺いします。

市 長～確約なされております。

10番～この分も一般会計に計上されておりますか。

市 長～これは今度一般会計から特別会計に移そうと今審議をお願いしております。

議 長～暫く休憩致します。(午前11時5分)

8番石田議員 16番 宮里 議員  
12番大川議員の出席を報告致します。

議 長～再開致します。(午前11時53分)

議 長～上程中の日程第1議案44号、日程第2の議案45号、  
日程第3の議案46号、日程第4の議案48号、日程  
第5の議案47号、以上5案件につきましては、質疑  
も大分つきたようでありますので質疑を終る事に  
ご異議はありますか。

(異議なしと呼ぶ)

議 長～なお日程第6の議案49号はそのまま継続審議と致し  
ます。

議 長～それじや、質疑も終了しましたので、討論、採決に入り  
ます。

議 長～日程第1の議案第44号宜野湾市土地区画整理事業第  
2地区特別会計の設置についての討論を求めます。

議 長～討論を省略することに異議ありませんか。

(異議なしと呼ぶ)

議 長～御異議ありませんので、討論を省略して表決に移りま  
す。

議 長～議案第44号宜野湾市土地区画整理事業第2地区特別  
会計設置については原案通り認める事に御異議ござい  
ませんか。

(異議なしと呼ぶ)

議 長～御異議ございませんので原案通り可決決定致します。

議 長～次は日程第2の議案第45号についての、討論を求め  
ます。

議 長～議案第45号、討論を省略することに御異議ございませ  
んか。

(異議なしと呼ぶ)

議 長～ご異議ありませんので討論を省略致しまして表決に移  
ります。

議 長～議案第45号、区画整理事業を継続費とする事についてを

議長～再開致します。(午前11時53分)

議長～上程中の日程第1議案44号、日程第2の議案45号、日程第3の議案46号、日程第4の議案48号、日程第5の議案47号、以上5案件につきましては、質疑も大分つきたようでありますので質疑を終る事に、異議はありませんか。

(異議なしと呼ぶ)

議長～なお日程第6の議案43号はそのまま継続審議と致します。

議長～それじや、質疑も終わりましたので、討論、採決に入ります。

議長～日程第1の議案第44号宜野湾市土地区画整理事業第2地区特別会計の設置についての討論を求めます。

議長～討論を省略することに、異議ありませんか。

(異議なしと呼ぶ)

議長～御異議ありませんので、討論を省略して表決に移ります。

議長～議案第44号宜野湾市土地区画整理事業第2地区特別会計設置については原案通り認める事に御異議ございませんか。

(異議なしと呼ぶ)

議長～御異議ございませんので原案通り可決決定致します。

議長～次は日程第2の議案第45号についての、討論を求めます。

議長～議案第45号、討論を省略することに御異議ございませんか。

(異議なしと呼ぶ)

議長～ご異議ありませんので討論を省略致しまして表決に移ります。

議長～議案第45号、区画整理事業を継続費とする事についてを

表決に付します。

議長～原案通り可決することに御異議ありませんか。

(異議なしと呼ぶ)

議長～御異議ありませんので原案通り可決決定致します。

議長～次は日程第5、議案第47号、1966年度宜野湾市土地区画整理事業第2地区特別会計歳入歳出予算について討論を許します。

10番～議案第47号、1966年度宜野湾市土地区画整理事業第2地区特別会計歳入歳出予算について賛成致します。我が宜野湾市昇格以来初めての都市計画法によつて施行される地域でございます。これが完成致しますれば我が宜野湾市の発展は保証されたものと思ひます。よつて、当局も誠意をもつと出され次次、第1、第3地区も、随時早目に工事着工して頂くよう御努力をお願い申すものでございます。一日も早くこの第2地区は完成されるよう努力して頂くよう御要望申し上げます。本案件に賛成致します。

議長～別に変つた御意見はございませんか。

(賛成の声あり)

議長～別に変つた御意見もございませんので、討論を終結いたします。

議長～議案第47号1966年度宜野湾市土地区画整理事業第2地区特別会計歳入歳出予算についてを表決に付します。

議長～原案通り可決することに御異議ございませんか。

(異議なしと呼ぶ)

議長～御異議ございませんので、原案通り可決決定致します。

議長～尚午前の日程はこれで終ります。午後は2時から再開致します。御苦勞様でした。

議長～休憩致します。(午後0時)

表決に付します。

議長～原案通り可決することに御異議ありませんか。

(異議なしと呼ぶ)

議長～御異議ありませんので原案通り可決決定致します。

議長～次は日程第5、議案第47号、1966年度宜野湾市土地区画整理事業第2地区特別会計歳入歳出予算について討論を許します。

10番～議案第47号、1966年度宜野湾市土地区画整理事業第2地区特別会計歳入歳出予算について賛成致します。我が宜野湾市昇格以来初めての都市計画法によつて施行される地域でございます。これが完成致しますれば我が宜野湾市の発展は保証されたものと思ひます。よつて、当局も誠意をもつと出され次々、第1、第3地区も、随時早目に工事着工して頂くよう御努力をお願い申すものでございます。一日も早くこの第2地区は完成されるよう努力して頂くよう御要望申し上げます。本案件に賛成致します。

議長～別に変わった御意見はございませんか。

(賛成の声あり)

議長～別に変わった御意見もございませんので、討論を終結いたします。

議長～議案第47号1966年度宜野湾市土地区画整理事業第2地区特別会計歳入歳出予算についてを表決に付します。

議長～原案通り可決することに御異議ございませんか。

(異議なしと呼ぶ)

議長～御異議ございませんので、原案通り可決決定致します。

議長～尚午前の日程はこれで終ります、午後は2時から再開致します、御苦勞様でした。

議長～休憩致します。(午後0時)

議 長～定足数に達しておりますので、これから午後の会議を  
始めます。(午後2時22分)

議 長～審議に入ります前に日程の追加を致します、日程の第8番目  
に、陳情第15号、主席公選決議に関する要請書を追  
加致します。

議 長～暫く休憩致します。(午後2時23分)

議 長～再開致します。(午後2時24分)

議 長～継続審議中の議案第43号、1966年度宜野湾市歳  
入歳出追加更正予算についてを上程致します。

議 長～本案に対する質疑を求めます。

10番～前にも御説明があつたようでございますが、5款の勞  
働対策費の中の職業指導費についてでございますが、合宿訓  
練補助と申す事になつておりますがどう言つた方法で  
行われるのでありますか、それとも、どういつた処  
補助をなされるのでありますか、その点について詳  
しく説明願いたいと思ひます。

助 役～御説明申し上げます、この予算の費目については従来  
からございまして、特に新しく補助金の節を設定し  
たというのがこの予算構成の趣旨でございます。職  
生合宿訓練の補助と申す対象も本土沖繩就職者、ま  
中校生合宿訓練の補助と申す対象も本土沖繩就職者、ま  
す、この内容についてももう少し詳しく御説明申し上  
げますと、従来から本土就職等については労働局の職  
業安定所各地の職業安定所を通じて職業斡旋、本  
土就職に対する職業斡旋を行つております、この方  
従来各個の会社或は又個人の手にする、そういうふう  
な式で本土就職した場合には結果的に向こうで当  
わゆる募集内容とか或はそういうものも大部違つて  
非常に本土就職した人々の状態が困つた点もあつ  
たので、それと2～3年前から本土就職についで、政  
府の公機を通じてるから、それから、そういう  
ふうな指導もする、それから、それから、それから、  
と申すも政府としてその面について充分関与出来る

議 長～定足数に達しておりますので、これから午後の会議を  
始めます。(午後2時22分)

議 長～審議に入ります前に日程の追加を致します、日程の第8番目  
に、陳情第15号、主席公選決議に関する要請書を追  
加致します。

議 長～暫く休憩致します。(午後2時23分)

議 長～再開致します。(午後2時24分)

議 長～継続審議中の議案第43号、1966年度宜野湾市歳  
入歳出追加更正予算についてを上程致します。

議 長～本案に対する質疑を求めます。

10番～前にも御説明があつたようでございますが、5款の労  
働対策費の中の職業指導費についてでございますが、  
もう少し詳しく説明お願いしたいと思います。合宿訓  
練補助と言う事になつておりますがどう言つた方法で  
行われるのでありますか、それとも、どういつた処に  
補助をなされるのでありますか、その点について詳し  
く説明お願いしたいと思います。

助 役～御説明申し上げます。この予算の費目については従来  
からございますが、特に新しく補助金の節を設定し  
たというのがこの予算構成の趣旨でございます。  
そしてこの予算の補助という対象も本土沖縄就職者、  
中校生合宿訓練の為の補助であるということでありま  
す。この内容についてももう少しだいて御説明申し上げ  
ますと、従来から本土就職等については労働局の職  
業安定所各地の職業安定所を通じまして職業斡旋、本  
土就職に対する職業斡旋を行つております。この方は  
従来各個の会社或は又個人の手ずる、そういうふう  
な式で本土就職した場合に結果的に向こうで当初のい  
わゆる募集内容とか或はそういうものとも大部違つて  
非常に本土就職した人人の状態が困つた点も沢山あつ  
たと、それで2～3年前から本土就職については、政  
府の公機関を通して斡旋もするし、それから、そうい  
うふうな指導もするというふうにして、ある程度機関  
としても政府としてもその面について充分関与出来る

72

ような職業斡旋その為の又派遣をする必要があるという  
ことからこちらでは労働局の各対象であります職業安定  
所を通じて講習しておりますがそれから今度は本土におい  
ては駐日事務所それから大阪の職業斡旋所ですかそう  
いうふうに政府機関を向うに置きまして縦、横の連係  
を取つて本土就職等についての斡旋をやつておるようであ  
ります、それで斡旋して送り出すからには、その行く人  
人が新しい場所での職業に従事する訳でありますので  
ある程度基礎教育、本土就職に当つての基礎的教養或は  
心構え、こういう事を指導して行く必要があると、言う  
ふうな事から労働局が主催致しまして各連合区別に労働  
局の主催で合宿訓練が持たれておるようでありました、  
これは去年まで、であります、しかし今年度からは連合  
区による催しはやらないで各市町村単位でやつてもら  
いと言ふふうな事になりました、それで本市の場合も  
二つの中校がござりますが、その中校の両方の中校の生徒で  
て本土就職をする子供を一しよに一回同時にです一箇所  
に集めて大体2泊3日位の日程で就職指導をして行く  
と、これはそういうふうな方法で市内の本土就職児ドウ  
に對する教育指導をやつて行くこうじやないかというふう  
な計画のようであります、学校においても、進学指導つ  
いては非常に適切な、そして何がなされておるんだが、  
かん心な今度は進学しない子供に對してのそういう指導  
面が不充分であつたので市において自分でやると言う事  
であれば従来のもやつておるし、大いに進めるべきじ  
やないかと、言うふうな事から両中校連けむして計画が  
出来ておるようでありますこの冬休み期間中に今申し上  
げましたように両中校の本土就職児ドウ一しよにして合  
宿訓練をするというふうな内容であります、それから、  
今度は沖繩就職もこれに含まれておりますが従来は労働  
局の主催の場合は本土就職者だけを對象にしておつたよ  
うです、しかし、公平な卒業者を補導するといふ意味か  
らは沖繩内で就職する者も又やるべきじやないかとい  
ふふうな事で日程は本土就職とは別に

ような職業斡旋その為の又派遣をする必要があるということからこちらでは労働局の各対象であります職業安定所を通じて講習しておりますがそれから今度は本土においては駐日事務所それから大阪の職業斡旋所ですかそういうふうに政府機関を向うに置きまして縦、横の連係を取つて本土就職等についての斡旋をやつておるようになります、それで斡旋して送り出すからには、その行く人人が新しい場所での職業に従事する訳でありますのである程度基礎教育、本土就職に当つての基礎的教養或は心構え、こういう事を指導して行く必要があると、言うふうな事から労働局が主催致しまして各連合区別に労働局の主催で合宿訓練が持たれておるようでありました、これは去年まで、であります、しかし今年度からは連合区による催しはやらないで各市町村単位でやつてもらいたいと言うふうな事になりまして、それで本市の場合も二つの中校がございますが、その中校の両方の中校の生徒で本土就職をする子供を一しよに一回同時にです一箇所に集めて大体2泊3日位いの日程で就職指導をして行くと、これはそういうふうな方法で市内の本土就職児ドウに対する教育指導をやつて行こうじやないかというふうな計画のようであります、学校においても、進学指導については非常に適切な、そして何がなされておるんだが、かん心な今度は進学しない子供に対してのそういう指導面が不十分であつたので市において独自でやると言う事であれば従来の何もやつておるし、大いに進めるべきじやないかと、言うふうな事から両中校連けをして計画が出来ておるようでありますこの冬休み期間中に今申し上げましたように両中校の本土就職児ドウ一しよにして合宿訓練をするというふうな内容であります、それから、今度は沖繩就職もこれに含まれておりますが従来は労働局の主催の場合は本土就職者だけを対象にしておつたようです、しかし、公平な卒業者を補導するという意味からは沖繩内で就職する者も又やるべきじやないかというふうな事で日程は本土就職とは別に

しまして1泊2日位いの何で、この方は各中学校別に人員が多いので各中学校別にやるというふうな事だそうであり、大体講師については労働局の職員をしようへいするし、普通各中学校における進路指導主事、いわゆる職業関係の主事がいらしますが、その人々が中心になつて指導するというふうな内容であります。それから補助の対象であります。補助の対象については補給就職者については、各中学校にそれから今度は本土就職については両中学校の生徒が一回にやりますので、結局申請入の両中学校長が主催して頂くということで対象は補助対象、そういうふうな式でやるというふうな内容であります。

10番～今の内容からいたしますとあくまでも、在学を対象にしたくんねというふうな計画であられる訳でございませぬが、**校**におきましては進学の指導と、それから就職の指導と二つに分れると思ふんですが、そこで職業就職の問題につきましても教育委員会の教育費の中にも計上されておるかどうか、その点教育委員であられる市長にお伺いいたします。

市長～社会教育費としていくらかあつたと思ひますが、社会教育費であつて就職指導の費用は含まれておりませぬ。

10番～教育の基本的から考えまして、当然就職の教育、そして進学の教育そのものは当然行われるものでございませぬ。そういう観点からいたしますと、この補助そのものは教育委員の立場で教育行政費の方から当然支出すべきものではないかと考えられるものでございませぬが、市予算でするのは適正であるか、その辺お聞かせ願ひます。

しまして1泊2日位いの何で、この方は各中学校別に人員が多いので各中校別にやるというふうな事だそうであります。大体講師については労働局の職員をしようへいするし、普通各中校における進路指導主事、いわゆる職業関係の主事がいらしゃいますが、その人々が中心になつて指導するというふうな内容であります。それから補助の対象であります。補助の対象については沖縄就職者については、各中校にそれから今度は本土就職については両中校の生徒が一回にやりますので、結局申請人の両中校長が主催して頂くということで対象は補助対象、そういうふうな式でやるというふうな内容であります。

10番～今の内容からいたしますとあくまでも、在学をを対象にしたくん線というふうな計画であられる訳でございますが額におきましては進学の指導と、それから就職の指導と2つに分れると思うんですが、そこで職業就職の問題につきましても教育委員会の教育費の中にも計上されておるかどうか、その点教育委員であられる市長にお伺いいたします。

市長～社会教育費としていくらかあつたと思ひますが、社会教育費であつて就職指導の費用は含まれておりません。

10番～教育の基本的から考えまして、当然就職の教育。そして進学の教育そのものは当然行われるものでございます。そういう観点からいたしますと、この補助そのものは教育委員の立場で教育行政費の方から当然支出すべきものではないかと考えられるものでございますが、市予算でするのは適正であるか、その辺お聞かせ願ひます。

94

助役～じや御説明申し上げます。只今の教育という面からいたしますと、それは中校の課程で行える教育は、すべて含むのが原則だと思つております。しかし、この方はあくまでも就職者を集めて、合宿のくん練をする、食事も一膳にする団体生活も一膳にする、そういうふうなくん練でございますので、その意味から 去年までも主催はあくまでも労働局の主催によつてなされておつたんじゃないかと思つております。だからこれまで教育という面に全部ほう含出来ないこともないとは思いますが、しかし学校の一般教育というものは多少性格を異にしたものじゃないかと、これは就職教育じやなくして、就職者の合宿くん練をさせると、団体生活のその意義そういうものを体得させて、本土集団就職をしても、人後に落ちない様な心構え、そういう素養を作つて行くというためのくん練でございますので、教育のための義務付けのものじゃないと思つております。その意味からくり返す様であります。従来も労働局の方で主催されたものだとつたというふうに見えております。

- 3 番～職業指導の就職の指導という面におきましては、これは当然必要でないかと思つておりますが、これが卒業生を相手にするということであれば、当然これら款の社会及び労働施設費で出すべきだと思つていますが、問題は現在~~なにかをいふにせよ、これ教育がやるべき問題~~ 在學生を相手ということになれば、当然これは教育委員がやるべき問題じゃないかと思つております。この特別に教育委員会の方から予算が足らんから補助してくれとか、或は先程委員であられる市長の方からある程度はあるということであるんですが、その予算で足らん分であるか、別個のものであるか、その点お調べになつたことがあるか。

助 役～別個のものであります。そして市から頂く補助以外のものは各自の生徒が負担する方式でやるそうではありませんので全然あれとは別個のものだと思つております。そして又教育のカリキュラムに含まれたもの課程ではございません

- 3 番～今教育予算に組まれておるといふのは、どういう面の

助役～じや御説明申し上げます。只今の教育という面からいたしますと、それは中校の課程で行える教育は、すべて含むのが原則だと思っております。しかし、この方はあくまでも就職者を集めて、合宿のくん練をする、食事も一諸にする団体生活も一諸にする、そういうふうなくん練でございませぬので、その意味から 去年までも主催はあくまでも労働局の主催によつてなされておつたんじゃないかと思っております。だからこれまで教育という面に全部ほう含出来ないこともないとは思いますが、しかし学校の一般教育というものは多少性格を異にしたものじゃないかと、これは就職教育じやなくして、就職者の合宿くん練をさせると、団体生活のその意義そういうものを体得させて、本土集団就職をしても、人後に落ちない様な心構え、そういう素養を作つて行くというためのくん練でございませぬので、教育のための義務付けのものじゃないと思っております。その意味からくり返す様であります。従来も労働局の方で主催されたものだとつたというふうに考えております。

3 番～職業指導の就職の指導という面におきましては、これは当然必要でないかと思つておりますが、これが卒業生を相手にするということであれば、当然これら款の社会及び労働施設費で出すべきだと思つておりますが、問題は現在在生を相手にするということになれば、当然これは教育委員がやるべき問題じやないかと思つております。この特別に教育委員会の方から予算が足らんから補助してくれとか。或は先程委員であられる市長の方からある程度はあるということであるんですが、その予算で足らん分であるか、別個のものであるか。その点お調べになつたことがあるか。

助 役～別個のものであります。そして市から頂く補助以外のものは各自の生徒が負担する方式でやるそうでありませぬので全然あれとは別個のものだと思つております。そして又教育のカリキュラムに含まれたもの課程ではございませぬ

3 番～今教育予算に組まれておるといふのは、どういう面の職

業くん級の校せうやふ福の費用でもたれておりますか。

市長～これは社会教育費でやつております。この職業くん級の費用ではないはずで。

3 番～委員であられる市長さんにお尋ねいたしますが、当然これは学どう対象ということになれば、当然教育予算で出すべき性質のものだと思いますが、これは卒業後の学校の教育においては、皆な卒業後の教育を目的としてやつておると思うんですが、今将来に向つてですね、在學生というを相手ということになれば、これがくん級が卒業生を含めても昨年或は1昨年の又未就職の卒業生を含めてのくん級であればいざ知らず、単なる今度の卒業生を相手にする。くん級だというふうに聞いておりますが、これは当然在學生ということになるんですが、在學生に対して、決して市が出すべき性格のものであるかですね。当然教育委員会が出すべき性質のものであるが、その点の調整をやられる意志があられるかですね。

市長～これは先に助役から話しがありましたように、労働局関係のものでありますので、教育予算ではちよつと出せないと思うんですが、どうしてもこれは在學生といいながら短期の教育であります。是非市としてもこの教育のためにはいくらか補助してやろうと思います。

3 番～この問題は主に学校を対象にした場合にはですね、これは教育委員会の権限だと思うんですが、そうなつた場合には教育委員会の権限をこうして我々が教育委員会から何の連絡もないのに出したという事も考えられる訳ですが、職業くん級という面の将来就職するという面のくん級だということをございしますが、そこにおいても、ある程度教育委員会とマイアツツしてやるという事であればある程度話しも分るんですが、教育委員会は全然わからんでこういう教育がやられているという事になつた場合には学どうの教育という面においてもある程度補助とかそういうものも、そういうものもこれは法によつて出来

業くん練のはせちやち函の費用でもたれておりますか。

市長～あれは社会教育費でやつております。この職業くん練の費用ではないはずで。

3 番～委員であられる市長さんにお尋ねいたしますが、当然これは学どう対象ということになれば、当然教育予算で出すべき性質のものだと思っておりますが、これは卒業後の学校の教育においては、皆な卒業後の教育を目的としてやつておると思うんですが、今将来に向つてですね。在學生というを相手ということになれば、これがくん練が卒業生を含めても昨年或は1昨年の又未就職の卒業生を含めてのくん練であればいざ知らず。単なる今度の卒業生を相手にする。くん練だというふうに聞いておりますが、これは当然在學生ということになるんですが、在學生に対して、果して市が出すべき性格のものであるかですね。当然教育委員会が出すべき性質のものであるが、その点の調整をやられる意志があられるかですね。

市長～これは先に助役から話しがありましたように、労働局関係のものでありますので、教育予算ではちよつと出せないと思う訳ですが、どうしてもこれは在學生といいながら特別の教育であります。是非市としてもこの教育のためにはいくらか補助してやろうと思つております。

3 番～この問題は主に学校を対象にした場合にはですね、これは教育委員会の権限だと思つておりますが、そんなつた場合には教育委員会の権限をこうして我々が教育委員会から何の連絡もないのに出したという事も考えられる訳ですが、職業くん練という面の将来就職するという面のくん練だということとをさざいますが、そこにおいても、ある程度教育委員会とタイアップしてやるという事であればある程度話しも分るんですが、教育委員会は全然わからんでこういう教育がやられているという事になつた場合には学どうの教育という面においてもある程度補助とかそういうものも、そういうものもこれは法によつて出来

ない事はないかもしれませんが、一応機関があるので、その機関におきましての法的な性質が当然ではないかと思いますが、先程からこれは社会教育の一角の問題という事でありますが、対象になるのが学どうであるのでそこをどうお孝えであるかという事について、卒業生去年、一昨年卒の卒業生のくん類ということであれば、これは当然市予算でまかなうべきものであるが、現在の在学生相手という事であれば当然教育委員会の管轄でないかと思えます。

助 役～この方はですね、学校の方でも日常の教課に影響のないようにということ冬休み期間を利用してやるようです

議 長～暫休いたします。(午後2時52分)

議 長～再開いたします。(午後3時34分)

5 番～5款の6項2目で保育所建設費、今度の追加更正で設計手数料として、465\$が追加なっておりますが、これは当初予算531\$に対して465\$というのは86%以上の増であります。当初予算を審議する時点において見通しが出来なかつたのか、わずか3~4ヶ月しか経過してないのにやがて倍額しなければいけないその辺の理由について説明をお願いします。

民生課長～お答えいたします。この465\$は当初の予算には関係しませんという事は、敷地の関係で設計模様変更をしたというのが、設計変更の手数料であります。それとこの前も説明がありましたのでありますが、借入的な電気工事がありまして、それがもれておりました。といいますのは借入費としてなるべきじゃないかという事で、その設計手数料は含まれてなかつた訳です。

5 番～当初予算とは関係のないといわれるんですか、じや何と関係ありますか、追加更正はあくまで当初予算と関係した上での追加更正だと思はれますが。

ない事はないかもしれませんが、一応機関があるので、その機関におきましての法的な性質が当然ではないかと思いますが、先程からこれは社会教育の一角の問題ということではありますが、対象になるのが学どうであるのでそこをどうお孝えであるかという事について、卒業生去年、一昨年卒業生のくん練ということであれば、これは当然市予算でまかなうべきものであるが、現在の在学学生相手という事であれば当然教育委員会の管轄でないかと思えます。

助 役～この方はですね、学校の方でも日常の教課に影響のないようにとということ冬休み期間を利用してやるようです

議 長～暫休憩いたします。（午後2時52分）

議 長～再開いたします。（午後3時34分）

5 番～5款の6項2目で保育所建設費、今度の追加更正で設計手数料として、465\$が追加なっておりますが、これは当初予算531\$に対して465\$というのは86%以上の増であります。当初予算を審議する時点において見通しが出来なかつたのか、わずか3～4ヶ月しか経過してないのにやがて倍額しなければいけないその辺の理由について説明をお願いします。

民生課長～お答えいたします。この465\$は当初の予算には関係しませんという事は、敷地の関係で設計模様変更をしたというのが、設計変更の手数料であります。それとこの前も説明がありましたのでありますが、備品的な電気工事がありまして、それがもれておりました。といいますのは備品費としてなるべきじゃないかという事で、その設計手数料は含まれてなかつた訳です。

5 番～当初予算とは関係のないといわれるんですか。じや何と関係ありますか。追加更正はあくまで当初予算と関係した上での追加更正だと私は思いますが。

民生課長～あ○設計がです敷地の関係です模様変え設計変えをしなければならなくなつたという事であります。

5 番～結局私がお聞きしておるのは、ここに提案して倍額に増額になつた理由についてでありますから、これだけ増額なつた理由は設計変えがそれじや増額○理由ですか。

民生課長～そうです。それとですね。備品的な建築費といふいますのは、屋外のスベリ台、フランクそれからすな場。屋内の調理室それからスベリ台。そういつたものも備品の中に含まれておりましたので、設計手数料は入らないものとして考えていた訳であります。

5 番～しかしちやんと節の中に24、25というふうに手数料工事費備品費というふうにはつきり分けされておる訳ですが、それを備品の中に含まれていたというのほどうも意味が分らないんですが、例えばスベリ台なんかこういうのは計割してなかつたんだが、後で計割したとか、或は計割してあつたけれど、これは不用だから削つたとか、こういうような設計変えでありますかどういふような設計変えですか。

民生課長～これは政府の何としましても、スベリ台とか、フランクとかというものは全部備品費の中に含まれております。といひますのは、どうせそこの建築をする建物に固定させる。又或は敷地内に固定するような設備でありますので、これを建築工事に後で含まれた訳であります。

5 番～そうすると保育所としてのいわゆる当初計画されていた設備ですね。設備の模様変え程度或は施行方法においては変つておるが、全体の設備そのものからはそう違ひはないというんですか。

民生課長～變りはありません。

議 長～暫休願いたします。(7/15 3時40分)

民生課長～あの設計が敷地の関係で模様変え設計変えをしなければならなくなつたという事であります。

5 番～結局私がお聞きしておるのは、ここに提案して倍額に増額になつた理由についてでありますから、これだけ増額なつた理由は設計変えがそれじや増額の理由ですか。

民生課長～そうです。それとですね。備品的な建築費といふいますのは、屋外のスベリ台、フランクそれからすな場。屋内の調理室それからスベリ台。そういつたものも備品の中に含まれておりましたので、設計手数料は入らないものとして考えていた訳であります。

5 番～しかしちやんと節の中に24.25というふうに手数料工事請負備品費というふうにはつきり区分けされておる訳ですが、それを備品の中に含まれていたというのはどうも意味が分らないんですが。例えばスベリ台なんかこういうのは計画してなかつたんだが、後で計画したとか、或は計画してあつたけれど、これは不用だから削つたとか。こういつたような設計変えでありますかどういふような設計変えですか。

民生課長～これは政府の何としましても、スベリ台とか、フランクとかというものは全部備品費の中に含まれております。といひますのは、どうせそこの建築をする建物に固定させる。又或は敷地内に固定するような設備でありますので、これを建築工事に後で含まれた訳であります。

5 番～そうすると保育所としてのいわゆる当初計画されていた設備ですね。設備の模様変え程度或は施行方法においては変つておるが、全体の設備そのものからはそう違ひはないというんですか。

民生課長～変りはありません。

議長～暫休憩いたします。(7分30秒40分)



議 長～再開いたします。（午後４時２６分）

議 長～本日の日程は全部終了いたしましたので、こぞをもちまして、本日の会議を終ることにいたします。  
散会（午後４時２７分）